



# お知らせ『りしり富士』

第587号 No1  
令和2年9月30日発行  
(編集：企画政策課)

## 令和2年度国勢調査を実施しています

企画政策課

国勢調査とは統計法に基づき、日本に住むすべての人・世帯を対象として5年に一度実施する国の最も重要な統計調査となります。

外国人の方も対象であり、すべての世帯に回答する義務があります。

国勢調査は、大正9年(1920年)から行われており、今年で100年目の節目を迎えます。

### ○どのような調査をするの？

国勢調査では世帯に関する事項・項目を調査いたします。

- ・世帯員に関する事項(15項目)  
男女の別、在学、卒業などの教育状況、従業地又は通学地までの利用交通手段など
- ・世帯に関する項目  
世帯の種類、住宅の建て方など

### ○調査結果はどのように使われるの？

調査結果は国や地方公共団体だけでなく、皆様の身近な生活をよりよくするために幅広く活用されます。

- ・行政上の施策への利用(少子高齢化対策、防災対策、地域活性化など)
- ・各種法令に基づく利用(衆議院選挙区の改定、地方交付税の算定など)
- ・学術研究などへの利用(将来人口、他の統計調査資料の作成など)

### ○秘密は守られるの？

統計調査員は統計法の規定により守秘義務が課せられており、ご回答いただいた内容は、厳重に管理され、調査以外の目的に利用されることはありません。

### ○調査対象

令和2年10月1日現在日本国内にふだん住んでいるすべての人及び世帯。

### ○調査期間

9月14日(月)より調査員が各世帯に順次訪問し、調査票をお配りします。

### ○インターネットでの回答

9月14日(月)～10月7日(水)まで  
パソコンやスマートフォンから回答ができます。手軽に簡単に回答ができ、調査員の回収作業がないので是非ご活用ください。

### ○調査員による直接回収での回答期間

10月1日(木)～10月7日(水)まで  
記入いただいた調査票を国勢調査員が直接受け取りに伺います。

令和2年10月1日より令和3年4月30日までの期間、総合交流促進施設「北のしーま」の閉館時間は、下記のとおり変更になります。

変更前 閉館時間：午後9時

**変更後 閉館時間：午後8時30分**

※ 入館は、30分前の午後8時までとなります。

### 利尻富士町開町140周年・町名変更30周年記念特別展 「海を通じた利尻富士町の140年」の開催について

教育委員会

1892年にペシ岬に灯った光は、行きかう船・人・モノの標となり、今も灯し続けています。里帰りした初代鷺泊灯台の灯器（回転レンズ）をメインに、これまで町内外のみなさまより提供いただいた写真や航路、地図、観光、教育資料などを一挙展示。

のこされた文化遺産が、まちの140年を語り、未来へつながる「たから」となることを目的に開催しますので、多くの方のご来場をお待ちしております。

期 間 10月1日（木）～10月15日（木）  
9：00～17：00（入場16：30まで）  
＊月曜休館 ＊町民無料

場 所 カルチャーセンター  
お問合せ 教育委員会（電話：82-1370）  
資料協力 公益社団法人燈光会、稚内海上保安部ほか



#### ★「灯台の絵・写真・詩・俳句など作品募集！！」

灯器の光に思いをはせながら、鷺泊灯台や石埼灯台などの絵や写真、詩や俳句などを投稿してみませんか。応募いただいた作品は、灯器とともに展示させていただきます。

#### 応募方法

教育委員会やカルチャーセンターに直接持込みか、FAX（82-2376）、又はメール（[kyoui-shakyo@town.rishirifuji.hokkaido.jp](mailto:kyoui-shakyo@town.rishirifuji.hokkaido.jp)）にてご応募ください。  
＊期間外でも随時応募可能です。

☆「おしどまり灯台トーク」こちらもぜひお待ちしております。

10月10日（土）①13：00～ ②15：00～ 場所 カルチャーセンター  
スピーカー：山本雅晴さん（元海上保安庁）、川並義博さん（町観光協会）、山谷里帰りした初代鷺泊灯台の灯器の光を囲みながら、貴重な灯台ばなし、恋する灯台についてのお話をぜひ聞いてみませんか。灯器以外の展示解説も聞きながら、ご覧いただけます。

＊期間中、ご来場の方には、オリジナルクリアファイルをプレゼントします。

＊観覧される方には、マスク着用とソーシャルディスタンスをよろしくお願ひします。

＊本事業は公益財団法人北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の助成を受けて実施しています。









# お知らせ『りしり富士』

第587号 No2  
令和2年9月30日発行  
(編集：企画政策課)

## 利尻富士町家賃支援給付金事業について

産業振興課商工観光係

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休業要請や外出自粛等により、売上げの急激な減少に直面する事業者の家賃負担を軽減し、事業継続を支援するため給付金を給付します。

事業内容については、下記のとおりとなっておりますのでお知らせいたします。

### 1. 申請要件

次のすべての要件を満たす事業者

- (1) 利尻富士町内で土地や建物を借りている事業者
- (2) 国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けた事業者
- (3) 町税・使用料等滞納の無い事業者

※国の「家賃支援給付金」の詳細については、経済産業省のホームページをご覧ください。

【経済産業省HP】 <http://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

### 2. 給付額

支払賃料（月額）× 1/3 × 6倍 を支給します。

（給付上限額：法人 150万円 個人事業者 75万円）

※利尻富士町内の土地・建物にかかる賃料に限る。

※国の給付以外に、申請日の属する月以降6か月の間のいずれかの月分の賃料に充てるための給付を、地方公共団体から受けている又は受けることが決定している場合はその額を差し引いた額を給付します。

### 3. 申請手続き等

申請書類の提出

- ①利尻富士町家賃支援給付金給付申請書（別記第1号様式）
- ②誓約書（別記第2号様式）
- ③国の「家賃支援給付金」の給付通知の写し
- ④国の「家賃支援給付金」の算定の根拠となる書類（賃貸借契約書、領収書等の写し）
- ⑤通帳（口座名義人、口座番号、預金種別、金融機関名、支店名が分かるページの写し）

※1. 様式は、町ホームページよりダウンロードしていただくか、利尻富士町産業振興課又は鬼脇支所窓口にて用意しております。

※2. 必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※3. 申請書類の返却は致しません。

### 4. 申請受付期間

令和2年10月1日（木）～令和3年3月1日（月）まで

※国の申請期限が令和3年1月15日となっておりますので、国の給付決定後は、速やかに申請をお願いします。

### 5. お問い合わせ先

その他、給付や申請に関するお問い合わせは

利尻富士町産業振興課（電話：82-1114）までお願いします。